

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月26日

月 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第2号

富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

富山県奨学資金貸与条例施行規則（平成7年富山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第6号中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

様式第1号の(1)中 「独立行政法人日本学生支援機構学資金について」 を 「独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金について」 に改め、同様式

の(2)の備考の2中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(企画調整室)

